

図 届け出が必要なとき

国保に加入するとき

- ①他市町村で国保に加入していた人が帯広市に転入したとき
- ②子どもが生まれたとき
- ③職場の健康保険を脱退したり扶養から外れたとき（郵送可）
- ④生活保護を受けなくなったとき

国保を脱退するとき

- ⑤帯広市から転出するとき
- ⑥職場の健康保険に加入したり被扶養者になったとき（郵送可）
- ⑦生活保護を受けたとき
- ⑧死亡したとき

手続きに必要な持ち物

窓口に来る人の本人確認書類*、世帯主と対象者のマイナンバーが確認できる書類のほか、上記の事由別に以下のものをお持ちください。

- ①②戸籍住民課に提出した住民異動届の控え
- ③勤め先などが発行する健康保険資格喪失証明書
- ④保護廃止決定通知書など保護の廃止が分かるもの
- ⑤国保の保険証、戸籍住民課に提出した住民異動届の控え（引越しワンストップサービス利用者は提出不要）
- ⑥国保の保険証、新しい保険証または健康保険資格取得証明書
- ⑦国保の保険証、保護開始決定通知書など保護の開始が分かるもの
- ⑧国保の保険証



国保の加入・脱退

健康保険や世帯状況が変わるときは手続きを



市ホームページ
ID.1002624

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4138）

国民健康保険（国保）は、病気やケガをした際に安心して病院で受診することができるよう、加入者の皆さんで保険料を出し合い、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

■国保に加入する人

- 次の人を除き、すべての人が必ず加入しなければなりません。
- ・被用者保険（社会保険）や国民健康保険組合などに加入している人とその扶養家族
- ・生活保護を受けている人 ・後期高齢者医療制度に加入している人

■加入・脱退する場合は届け出を

国保に加入・脱退する場合は、事由が生じた日から14日以内に国保課へ届け出てください（図）。国保への加入手続きが遅れると、保険料をさかのぼって納付する必要があるほか、他の保険に加入しても自動で国保を脱退したことにはならないため、保険料の請求が続きます。

ジェネリック医薬品 Q&A

ジェネリック医薬品とは？使用するためには？

先発医薬品の特許期間（20～25年）終了後に厚生労働省の承認を得て製造・販売されるもので、先発医薬品と同じ有効成分で、同等の効果が期待でき、低価格での提供が可能です。

ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、病院・診療所・保険薬局で医師・薬剤師に相談してください。初めて使用する場合は、1週間だけなど短期間だけジェネリック医薬品に変更することもできます。なお、ジェネリック医薬品の提供状況により、ご希望に添えない場合があります。

どんなメリットがあるの？

先発医薬品に比べて開発費用が大幅に抑えられるため、低価格での提供が可能です。先発医薬品と比べて5割程度、中には、それ以上安くなる薬もあります。

効き目や安全性は大丈夫？

先発医薬品と効き目や安全性が同等であることを厚生労働省により承認されています。製品によっては薬の大きさや味、においが飲みやすく工夫されたもののほか、保存性が向上された製品もあります。

ジェネリック医薬品を使用しませんか

上手に使用し薬代を節約



市ホームページ
ID.1002660

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4138）

市では、国民健康保険制度を将来にわたって安定的に運営していくため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進など、医療費を抑える取り組みを行っています。特徴やメリットを理解した上で、ジェネリック医薬品を上手に使用してください。

■ジェネリック医薬品の差額通知を送付しています

市では、対象月に処方された薬に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の例を提示し、対象月の削減可能額をお知らせする差額通知を送付しています。

通知対象者

国保に加入している7歳以上の人（主に慢性疾患などで先発医薬品を服用している人）で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担額が一定以上安くなると見込まれる人

第三者行為の例

- ・相手のいる交通事故
- ・他人からの暴力行為
- ・飲食店での食事による食中毒
- ・他人のペットにかまれた など



届け出に必要なもの

- ①本人確認書類*
 - ②印鑑
 - ③国保の保険証
 - ④第三者行為による傷病届
 - ⑤念書（兼同意書）
 - ⑥事故発生状況報告書
 - ⑦交通事故証明書（入手方法は、国保課または加入している損害保険会社に問い合わせください。） など
- 国保課で配布しているほか、市ホームページからも印刷可能。

■このようなときは国保の保険証を使用できません

次のような事故やけがの場合には、国保の保険証を使用できないので、注意してください。

- ・労災が適用されるもの
- ・本人の故意の犯罪行為 など

交通事故などの被害にあったら

第三者行為による国保利用



市ホームページ
ID.1002640

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4138）

■第三者行為の国保利用時は届け出が必要

加害者の行為（第三者行為）による交通事故などで受けたけがや病気の治療をした場合でも、国保の保険証を使うことができます。ただし、本来加害者が負担すべき医療費を、帯広市が一時的に立て替え、後日加害者に請求するため、国保課への届け出が必要です。

なお、国保以外の被用者保険（会社の健康保険など）の保険証を使う場合は、加入している健康保険組合などに問い合わせください。

負傷原因の照会を行うことがあります

医療費を適正に給付するため、交通事故などの第三者行為によるけがの可能性のある人に対して、負傷原因の照会を行っています。負傷原因の照会文書が届いた人は、回答にご協力をお願いします。

*本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード など